

平成26年度第5回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成26年8月20日(水) 16時00分開会
17時30分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席委員**

委員長	窪 蘭 修	委員	津 曲 貞利
委員	高 島 まり子	委員	桃 木 野 聡
教育長	石 踊 政昭		

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	星 野 泰 啓	教育部長	藤 田 芳 昭
総務課長	橋 口 訓 彦	施設課長	岩 切 正 己
文化財課長	兒 玉 潤 一 郎	美術館副館長	山 西 健 夫
図書館長	齊 之 平 智	学務課長	松 山 武 史
学校教育課長	白 濱 富 男	保健体育課長	向 井 雄 志
青少年課長	岩 戸 均	生涯学習課長	寺 菌 裕 之
少年自然の家主幹	末 永 勝 也	中央学校給食センター所長	春 田 浩 志

◇ **書記**

総務課主幹	土 屋 幹 雄	総務課主査	久 家 加 奈 子
-------	---------	-------	-----------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 2 4 号議案 教科用図書採択の件（鹿児島市立小学校）
 - 定第 2 5 号議案 教科用図書採択の件（鹿児島市立高等学校）
 - 定第 2 6 号議案 工事請負契約締結に係る議案についての意見に関する件
 - 定第 2 7 号議案 平成 2 6 年度鹿児島市一般会計補正予算に係る議案（教育委員会関係分）についての意見に関する件
 - 定第 2 8 号議案 平成 2 5 年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算に係る議案（教育委員会関係分）についての意見に関する件
 - 定第 2 9 号議案 鹿児島市公民館条例一部改正に係る議案についての意見に関する件
- 6 報告事項
 - (1) 全国学力・学習状況調査結果の公表について
 - (2) 平成 2 6 年度学校給食業務委託について
 - (3) 市議会関係の審議結果等について
 - (4) 教育委員会関係の主な行事について
 - (5) 桜島中学校における生徒間の事故に係る損害賠償請求の判決について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

委員長 ただいまから、平成26年度第5回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

委員長 次に、会議の非公開についてお諮りします。まず、定第24号、定第25号議案は、教科用図書採択の件ですが、この件については、教育委員会会議の公開・非公開の取扱基準により、関係部課長のみの出席で、非公開で行ってまいりましたが、今回も、例年どおり非公開の取扱いとしてよろしいでしょうか。
(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、定第24号議案、25号議案は関係部課長のみの出席で非公開で審議します。次に定第26号議案から定第29号議案は、市議会提出前の意思形成過程の案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第24号議案 教科用図書採択の件

原案可決

委員長 それでは議案の審査を始めます。定第24号議案について、説明をお願いします。

事務局 定第24号議案「教科用図書採択(市立小学校)の件」につきまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第6号の規定に基づき、平成27年度から使用する鹿児島市立小学校の教科用図書を審議・採択していただきますようお諮りいたします。定第24号議案「教科用図書採択(市立小学校)」添付資料の資料1「平成26年度鹿児島地区小学校教科用図書採択の仕組み」を御覧ください。この図の中程、右側にございますように、鹿児島市は、三島村、十島村とともに「鹿児島地区教科用図書採択協議会」を設置し、3市村の各教育長と保護者代表等、計10人の委員により、5月28日、6月10日、7月7日、7月17日の計4回開催しました。また、この協議会において、各教科の専門性と研究実績を兼ね備えた、市内の小学校教諭等の中から、全11種目計66人の研究員を委嘱し、鹿児島地区教科用図書研究会を7月1日・

2日・3日の3日間開催しました。この研究員会では、教科書の調査・研究を行い、資料5「地区研究調書」を作成したところです。同時に、各小学校で教科用図書見本の巡回展示を6月3日から7月4日の約1ヶ月間行いました。小学校での教科書の調査・研究を基に、資料7「教科書研究調書（学校意見）」としてまとめたところです。地区採択協議会では、地区研究員会で作成した資料5の地区研究調書、県教育委員会が作成した資料6の参考資料、そして各学校からの意見をまとめた資料7に基づき、資料2、資料3の採択基準及び調査研究の観点に合致しているかを吟味し、総合的に審議してまいりました。資料8に採択参考資料結果一覧表（案）を、資料9には、種目ごとの採択結果及び主な理由を示してあります。それでは、資料8を御覧ください。表の一番右が現在使用している教科用図書の発行者です。その2つ左隣の太枠で囲んだところに地区採択協議会で選定した27年度から使用する教科用図書を示してあります。11種目すべてにおいて、現行と同じ発行者となっております。3月議会で、長年に渡って特定の教科書が採択されている弊害（教材研究がおろそかになり、教師の指導力向上の妨げになったり、教科書会社との癒着が起こりうる可能性があったりすること）について指摘がありましたが、採択協議会で十分審議してきた結果であり、公正かつ適切な採択が行われていると考えております。最後に、別紙の定第24号議案関係資料の「平成27年度使用小学校教科用図書(案)」を御覧ください。地区採択協議会で選定した教科書は、この表に示しているとおりでございます。以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、ただ今の説明について質問等ございませんか。

委員 特に歴史関係の教科書について去年と比べてどういうことからどういうことに変更しましたか。また、たくさんページがある中でどの部分を強調していきたいでしょうか。

事務局 小学校の教科書は変更していませんが、高校の方は変更しましたので、後ほど説明をいたします。しかし、基本的には前のものと比較したものを意見としてまとめるのではなく、その教科書のよさを述べていくというかたちを考えております。

委員 分かりました。今後は、変更した時点で調書のポイントになっているところの説明を詳しくしてもらった方が、こちらとしても分かりやすいです。

事務局 分かりました。

委員 各教科にある教材は、各学校の自由で選んでいますか。

事務局 各学校の教材選定委員会の中で選び、校長の決裁を受けて使用することになります。

委員 教材によって内容が変わっているものでしょうか。子どもから、授業で教材も多く使っていることを聞きましたので、教材によって各学校の授業が違うこともありますか。

事務局 各学校の教科書は同じで、補助教材は各学校の児童・生徒の実態、指導する学校の教育課程等に基づいて選びますので、少しの違いはあります。また、同

じ教科書を使っている、教材では発行する会社によって違いますが、基本的な部分は教科書、学習指導要領に基づいていますので大きくは変わりません。

委員 どの学校がどの教材を使っている、何冊使っているかという資料はありますか。

事務局 各学校から補助教材使用届というものを頂いています。本日は準備していませんが、把握しております。

委員 何年も同じ教科書を使っているということを知りました。今回は吟味したということですが、結果的には前と同じで全部変わらなかった事に対して、きちんと精査したということですね。

事務局 はい。

委員 現在は地区研究委員会、県教育委員会、学校意見の3つから意見をいただいています。意見が異なることはないのですか。

事務局 資料4の2ページをご覧ください。書写では、地区研究委員会は光村図書、県教育委員会は東京書籍、学校意見は光村図書と三つとも違っていました。協議会で審議した結果、学校意見を大事にするために光村図書に採択しました。

委員 教科書によって大きく違ったりしますか。

事務局 国の検定基準、学習指導要領を基にしていますので、大きく変わることはないのですが、単元の入替えがあったりはします。

委員 今年、社会で領土問題がかなり明確にでてきましたが、竹島と尖閣の問題について、小学校の時から領土に対する考えを持たせる方向になりましたか。

事務局 来年度採択する中学校の社会科の教科書の中で具体的に出てくるようになります。小学校の教科書は委員からもあったとおり、領土問題も小学校で記載された部分がありました。資料5の14ページをご覧ください。地区の研究委員がまとめたものですが、領土問題についても適切に取り扱われていることが記載されています。

委員 全国的にみて教科書の採択は違っていますか。

事務局 他県につきましても、採択される教科書は違いますが、鹿児島県とほぼ同じ方法でございます。

委員 学力テスト1位の秋田県の教科書と同じのを使うことも大切ですが、秋田の教師の養成も参考にすることも必要だと思います。

事務局 秋田の指導法は他県と若干違うところがあります。しかし、鹿児島市の成果を上げている学校は、秋田県と同じような取組をしていますので、他校にも普及させたいと考えております。

委員 それは、こういった取組ですか。

事務局 まず、黒板のまとめ方です。どの学校でも共通したまとめ方で転校しても違和感なく同じような指導が受けられます。1年生から6年生まで担任が変わっても共通したまとめ方であること、どの小学校も中学校も同じ授業の進め方をしているところが他県と違います。

委員 それは研修などで全体的に方向性を揃えているのですか。

事務局 研修の中で先生たちが良い方法を話し合わせ、県教育委員会や市教育委員会

などが指導されたという経緯があります。

委員 秋田県が注目されているのは、学力テストが1番であるからでしょうか。

事務局 はい。

委員 小・中学校の平均がよいだけであって、大学の進学率が必ずしもよいとは限りませんよね。

委員長 他にないですか。

(なしの声あり)

委員長 ご意義もないようですので、定第24号議案については原案どおり承認することに決定いたします。

事務局 御審議ありがとうございました。鹿児島市、三島村、十島村の各教育委員会での採択が整ったあとに、その結果を一斉に各小学校に通知し、9月には、市役所みなと大通別館1階にある市政情報コーナーにおいて、採択の経緯や採択結果などの情報を公開する予定でございます。本日の採択の結果につきましては、採択事務の期限である8月31日までは公表しない予定でございますので、内容のお取扱いについては十分御留意くださいますよう、よろしく願い申し上げます。また、来年度は、中学校教科書の採択年度となっております。



定第25号議案 教科用図書採択の件（鹿児島市立高等学校）

原案可決

委員長 次に、定第25号議案について、説明をお願いします。

事務局 議案つづりの2ページをご覧ください。定第25号議案 「教科用図書採択（市立高等学校）の件」につきまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第6号の規程に基づき、平成27年度から使用する鹿児島市立高等学校の教科用図書を審議・採択していただきますようお願いいたします。市立高等学校で使用する教科書の採択につきましては、各高等学校の校長が決裁した選定希望教科書の報告を受け、市教育委員会事務局による検討後、本教育委員会において学校ごとに、毎年度、採択することになっております。それでは、まず採択の経緯について、資料「平成27年度使用高等学校教科用図書の採択について」で御説明いたします。定第25号議案「教科用図書採択（市立高等学校）」添付資料の資料1を御覧ください。平成27年度市立高等学校使用教科書の採択について、1 採択希望教科書の選定について、2 採択希望教科書報告書の作成について、などを示してあります。次に、資料2を御覧ください。教科書採択事務計画でございます。市立三高校は6月中旬から下旬にかけて、各学校において教科書研究を行い、その結果を7月2日までに「採択希望教科書報告書」として市教育委員会に提出しております。次に、資料3を御覧ください。これは、各学校での研究の期間、研究方法等を示しております。鹿児島玉龍高等学校では、6月2日から6月20日までの期間に、各教科会において教科書研究を行い、企画運営委員会で検討し、校長が決裁、報告しております。他の2校は、お目通しください。資料4を御覧ください。これは、各

高等学校が、教科、科目、学科ごとに採択を希望する教科書名や採択希望の理由を、各教科、第二希望または第三希望まで報告したものであります。次に、資料5を御覧ください。鹿児島市立高等学校教科書調査研究会の目的等を示してあります。「市立高等学校教科書調査研究会」を事務局内で7月3日、7月18日に開催しました。このような採択に係る事務手続きを経まして、別紙の平成27年度使用高等学校教科用図書(案)を作成しております。それでは(案)の1ページを御覧ください。この表は、鹿児島玉龍高等学校で採択を予定している教科書の教科、科目、教科書名、使用学年等を示しております。なお、黄色の網かけは、今回教科書が変わる予定の科目、桃色の網かけは科目名に変更があったものを示しております。同様に、2ページは鹿児島商業高等学校、3ページは鹿児島女子高等学校の採択教科書一覧表(案)となっております。以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。

委員 玉龍高校は進学クラスと普通のクラスに分かれていますが、教科書や教材は同じですか。

事務局 教科書は同じでございます。補助教材等は、先生たちがその生徒の実態に応じてプリントを配布しています。

委員 歴史などの事件は、新聞の記事などによって捉え方が違いますが、教科書ではそういうことがありますか。

事務局 教科書につきましても、国の検定基準を通れば大きな違いはありません。

委員長 他になければ、定第25号議案については、原案どおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 ご異議もないので、本件は原案どおり採択することに決定します。

事務局 御審議ありがとうございました。本日の定例会において議決していただきました結果を、9月上旬に市立高等学校長に通知し、市役所みなと大通別館1階にある市政情報コーナーにおいて、採択の経緯や採択結果などについて公開する予定でございます。本日の採択の結果につきましては、9月上旬の公開までは、内容のお取扱いについては十分御留意くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 それでは、説明員を入室させます。しばらくお待ちください。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第26号議案 工事請負契約締結に係る議案についての意見に関する件 同意

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第27号議案 平成26年度鹿児島市一般会計補正予算に係る議案（教育委員会関係分）についての意見に関する件 同意

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第28号議案 平成25年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算に係る議案（教育委員会関係分）についての意見に関する件 同意

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第29号議案 鹿児島市公民館条例一部改正に係る議案についての意見に関する件 同意

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 全国学力・学習状況調査結果の公表について

委員長 次に報告事項(1)について、説明をお願いします。

事務局 「全国学力・学習状況調査の結果公表」につきましては、これまでの定例教育委員会におきまして、審議していただいたところですが、今回、1ページ 左側1の(2)にありますように、〔市教委による公表〕は、これまで説明してまいりました「学校数分布」に代えて、県教委と同じ様式で「児童生徒数の割合」で示す方法を提案させていただきます。その理由としましては、前回まで、市教委は、2ページ 左側1の(1)のように、教科ごとに、「市・県・全国の平均正答率」と(2)の「本市の平均正答率別に学校数の分布を示すグラフ」、(3)の「本市の課題と改善策」を、次に、各学校は、右側2にありますように、(1)の、教科ごとに「市・県・全国と自校の結果を比較するクモの巣グラフ」（レーダーチャート）と、(2)の「学校の課題に対する改善策」を公表する予定であると説明いたしました。しかし、本市による公表は、県教委による市町村別結果の公表と比較した場合、それぞれのグラフの指標が異なることから、混乱

が生じることが懸念されます。本市は、2ページ 1の(2)にある平均正答率別の「学校数分布」を示す予定としておりましたが、県教委は、[6] ページにありますように、平均正答率別の「児童生徒数の割合」で示す予定でございます。本市がこれまで検討してまいりましたように、市と県が、異なる指標のグラフを示す方法もございますが、児童生徒へは、7ページにお示した「個票」が渡され、個人の正答率が分かることから、その個票と、本市における平均正答率別の「児童生徒数の割合」を照らし合わせることで、児童生徒や保護者は、自身や子どもの実態をより把握しやすくなるという考え方もございます。また、市教委が「学校数分布」を示した場合、保護者の関心が「子どもが通う学校の結果は、本市の中でどこに位置するのか」という点に向かうことが予想され、学校間の序列化を助長するという懸念がございます。以上のことから、1ページ 左側1の(2)にありますように、「学校数分布」に代え、県教委と同じ様式で「児童生徒数の割合」を公表してはいかがかと考えたところでございます。なお、前回、中核市の状況も調査した上で、8月の定例会で決定していただくことを申し上げたところでございますので、その概要を説明いたします。3ページをご覧ください。7月末に鹿児島市以外の42の中核市にアンケートを依頼し、41市から回答がありました。1の(1)のウにありますように、37市が「学校名は公表しない」としております。次に4ページをご覧ください。4ページは、学校名を公表しない37市の「市教委による公表項目」を集計したものです。(3)のキとクにありますように、ほぼ全ての市が「文章表現」によって、市の結果や改善方策を示すとしております。そして、ア・イ・ウにありますように、「半数以上が全国・県・市の平均正答率を数値で示す」ことを予定してしております。また、本市のように、オ・カなど度数分布をグラフで示す市は少数でございます。公表方法につきましては、下の※印にありますように、「市のウェブページによる公表」が最も多くなっております。次に5ページをご覧ください。5ページの(1)にありますように、学校による公表について、その内容や方法を「学校判断」とする市が14、「市教委が指示を行う」とする市が19でございます。指示の内容としましては、クとケにありますように、文章表現によって、学校の結果や改善方策を示すとするものがほとんどでございます。また、オの全国・県・市・学校の結果を比較する「グラフを示すのは本市のみ」でございます。以上のことから、本市は、他の中核市と比べて、教職員や保護者等が、市や自校の実態をより把握しやすい公表になっていると考えております。以上で、説明を終わります。教育委員の皆様のご意見をよろしくお願いいたします。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

委員 このグラフで学校は、全国・県・市との比較を相対的に把握できるということですね。

事務局 そのとおりでございます。

委員長 他にございませんか。

(なしの声)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) 平成26年度学校給食業務委託について

委員長 次に、報告事項(2)について、説明をお願いします。

事務局 平成26年度学校給食業務委託についてです。1番の学校名は西伊敷小学校で、児童数は393人です。2番の選定理由は、自校方式校については、初回の委託であることから、以下の点を考慮しました。給食数、栄養教諭の配置校、市街地の学校であることですが、委託する内容は全部ではなく、一部です。具体的には、自校方式校の学校給食業務のうち、食材の検収、調理作業、配缶、食器等の洗浄を委託し、食材の発注や献立の作成などはこれまでとおり学校に行ってもらいます。3番の今後の予定は、平成26年の8月から9月にかけて学校への説明会を行い、11月にはプロポーザル方式での事業者の選定をする予定です。12月には受託者と契約締結をします。そして、27年の4月から業務委託を開始する予定です。なお、参考としまして給食業務の状況は、自校方式が61校(小学校が47校、中学校が14校)で、給食センター方式は55校(小学校が31校、中学校が24校)です。

委員 自校方式と給食センターのメリットの違いは何ですか。

事務局 自校方式では、すぐに温かい食事ができることと給食を作ってくれる方々との触れ合いがあることがメリットです。給食センターでは、大量に一括して食材を購入するため、安価で学校間でも共通した給食費となります。自校方式校では、食材の購入を学校独自で行うため、給食費に差が出てしまうところがあり、このことが自校方式校とセンター方式校の違いです。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(3) 市議会関係の審議結果等について

(4) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 次に、報告事項(3)及び(4)について、説明をお願いします。

事務局 議案綴りの24ページをご覧ください。報告事項(3)の市議会関係の審議結果等についてご説明いたします。8月18日(月)の環境文教委員会におきまして、記載の2件の陳情審査がございました。まず、陳情第26号「フットサル競技専用コート建設」につきましては、前回4月に続く、4回目の審査で、民間の施設や、本市において現在整備を進めている施設の状況、本市施設の空き状況等について質疑が交わされました。次に、陳情第36号「これからの勤労青年教育のあり方」につきましては、同じく4月に続く、2回目の審査で、

本市における勤労青年の教育の取組状況等について質疑が交わされました。桜島爆発対策特別委員会が明日、8月21日(木)に開催されます。続きまして、報告事項(4)の教育委員会関係の主な行事についてご説明いたします。今月9日から15日にかけて、石踊教育長、鹿児島玉龍高校の生徒などによるパース市親善使節団がパース市とシンガポールを訪問いたしました。12日には、鹿児島市の森市長、パース市のリサ・スカフィディー市長も出席され、鹿児島玉龍高等学校とパース市のマター・ディ・カレッジ姉妹校盟約の調印式が行われました。以上でございます。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。
(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(5) 桜島中学校における生徒間の事故に係る損害賠償請求の判決について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

委員長 それでは事務局の方からどうぞ。

事務局 次回の教育委員会定例会の予定についてご連絡いたします。9月2日火曜日、午後3時45分からとなっております。場所は、ここ教育委員会室となっております。以上です。

8 閉会

委員長 それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了します。

【以上】